

財熊県P教第232号
平成30年3月吉日

熊本県PTA共済ご契約団体 各位
(単位PTA、特別団体、PTA事務局 共済事務ご担当者 様)

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団
理事長 曾我 邦彦
(公印省略)

事業方法書及び熊本県PTA共済施行細則一部改定について (ご連絡)

早春の候、貴団体におかれましては、新年度に向けご多用の頃と拝察いたします。熊本県PTA教育振興財団の事業には、日頃よりご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。また平成29年度熊本県PTA共済にご契約いただき、ありがとうございました。

さて新年度を迎えるに当たり、本共済の契約申込につきましてご検討およびお申込み手続きをお済ませのことと存じます。

また、本共済の事業方法書および施行細則の一部が改定されましたのでお知らせいたします。新年度に入り、改めて共済契約手続きをお願いいたします。

今後とも、学校教育・PTA活動等における安全確保に重点を置いた企画運営および危機管理につきまして、ご高配賜るとともに、本財団の事業をご活用くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1) 書事業方法書および施行細則の一部改定部分

*ご質問は、熊本県PTA教育振興財団 (電話：096-278-8811) まで

新旧対照表

事業方法書		
条	新	旧
第5条	<p>共済金給付の対象となる活動の範囲は、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)単位PTAを組織する学校に在籍する児童生徒等の場合 <u><PTA活動、PTA会長承認行事の場合></u> イ PTA主催又は共催による活動、PTA会長承認行事のうち、事前にPTAが児童生徒等の参加を認めたもの ロ <u>通常の経路及び方法による活動参加のための往復中</u> <u><学校管理下の場合></u> イ 法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業中 ロ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導中 ハ 休憩時間中その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある間 ニ 通常の経路及び方法による通学中</p> <p>(2)PTA会員、教職員、部活動または特別団体の指導者、PTAの準会員又は事務担当者、PTA活動の指導者もしくは支援者、(1)に規定する児童生徒等の保護者の代理人の場合 イ PTA主催又は共催による活動、PTA会長承認行事のうち、事前にPTAがその参加を認めたもの(注2) ロ 学校行事(注2) ハ <u>通常の経路及び方法による活動参加のための往復中(注2)</u></p> <p>(注1) 保護者の代理人とは、当該児童生徒等の3親等以内の親族でありかつ成人であるものをいう。本来の保護者がいずれも参加できない場合の代理であり、あらかじめ認められた者に限る。</p> <p>(注2) 教職員等の指導者・支援者は公務災害あるいは労働災害(以下、公務災害という。)に当たる場合を除く。</p> <p>(3)特別団体に所属する加入者の場合(指導者及び児童生徒等) イ <u>特別団体の実施する活動、特別団体として参加する競技会、特別団体の指導者としての役職により出席を要請される活動</u> ロ <u>通常の経路及び方法による活動参加のための往復中</u></p>	<p>共済金給付の対象となる活動の範囲は、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)単位PTAを組織する学校に在籍する児童生徒等の場合 <u><PTA活動、PTA会長承認行事の場合></u> PTA主催又は共催による活動、PTA会長承認行事のうち、事前PTAが児童生徒等の参加を認めたもの <u><学校管理下の場合></u> イ 法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業中 ロ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導中 ハ 休憩時間中その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある間 ニ 通常の経路及び方法による通学中</p> <p>(2)PTA会員、教職員、部活動または特別団体の指導者、PTAの準会員又は事務担当者、PTA活動の指導者もしくは支援者、(1)に規定する児童生徒等の保護者の代理人の場合 イ PTA主催又は共催による活動、PTA会長承認行事のうち、事前にPTAがその参加を認めたもの(注2) ロ 学校行事(注2) (注1) 保護者の代理人とは、当該児童生徒等の3親等以内の親族でありかつ成人であるものをいう。本来の保護者がいずれも参加できない場合の代理であり、あらかじめ認められた者に限る。</p> <p>(注2) 教職員等の指導者・支援者は公務災害あるいは労働災害(以下、公務災害という。)に当たる場合を除く。</p>

新旧対照表

新		旧
(共済施行細則第14条) 共済の範囲：給付の対象となる活動の一覧 <P災コース>		
区分	活動の内容	活動の内容
学校教育活動 (学校の管理下)	1. 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 2. 児童生徒等が、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 3. 前2に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 4. 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合 5. 前1～4に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる次の場合 ① 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にある場合 ② 児童生徒等が、学校以外の場所であって前1の授業もしくは前2の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む）又は前①の寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法によって往復するとき ③ 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で教育を受けているとき *児童生徒等は、負傷共済金については、対象外とする。 *修学旅行や研修等で、日本国外に出る場合は共済の対象外とする。 *教職員等が公務災害等に該当するものは共済の対象外とする。	1. 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 2. 児童生徒等が、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 3. 前2に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 4. 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合 5. 前1～4に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる次の場合 ① 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にある場合 ② 児童生徒等が、学校以外の場所であって前1の授業もしくは前2の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む）又は前①の寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法によって往復するとき ③ 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で教育を受けているとき *児童生徒等は、負傷共済金については、対象外とする。 *修学旅行や研修等で、日本国外に出る場合は共済の対象外とする。 *教職員等が公務災害等に該当するものは共済の対象外とする。
学校教育外活動 (学校の管理外)	1. 単位PTA主催・共催の児童生徒等の活動（単位PTA会長名の企画書や実施要項・日程表・案内・指導運営一覧・PTA年間計画が準備されているもの） 2. 学校教育活動外で、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、単位PTA会長が事前に承認したもの（部活動単位、学級・学年・学校単位の活動に限る） 3. 単位PTAの主催・共催による会員の活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの（前1に準ずる） 4. 地域において、部活動単位、学級・学年・学校単位で地域行事や活動に参加する場合、単位PTA会長が事前に承認したもので、PTAにより案内がされ、かつ本財団が認める範囲のもの *子ども会・自治会をはじめとする地域各種団体の主催行事、総合型地域スポーツは共済の対象外とする。 *児童生徒等だけで活動あるいは参加するものは共済の対象外とする。 *教職員等が公務災害等に該当するものは共済の対象外とする。	1. 単位PTA主催・共催の児童生徒等の活動（単位PTA会長名の企画書や実施要項・日程表・案内・指導運営一覧・PTA年間計画が準備されているもの） 2. 学校教育活動外で、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、単位PTA会長が事前に承認したもの（部活動単位、学級・学年・学校単位の活動に限る） 3. 単位PTAの主催・共催による会員の活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの（前1に準ずる） 4. 地域において、部活動単位、学級・学年・学校単位で地域行事や活動に参加する場合、単位PTA会長が事前に承認したもので、PTAにより案内がされ、かつ本財団が認める範囲のもの *子ども会・自治会をはじめとする地域各種団体の主催行事、総合型地域スポーツは共済の対象外とする。 *児童生徒等だけで活動あるいは参加するものは共済の対象外とする。 *教職員等が公務災害等に該当するものは共済の対象外とする。
特別団体の活動	1. 本財団の認めるスポーツ団体（特別団体と称する）の活動 2. 特別団体活動に参加する指導者及び児童生徒等が、通常の経路及び方法により当該団体の活動場所に往復する場合	

<安互コース>

区分	活動の内容	活動の内容
PTA活動	1. 単位PTA主催・共催の活動への参加（単位PTA会長名の企画書や実施要項・日程表・案内・指導運営一覧・PTA年間計画が準備されているもの） ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合、ならびにそれらの運営に関連する業務 ② 学習活動、スポーツレクリエーション活動、校外指導等 2. 学校教育活動外で、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、単位PTA会長が事前に承認したもの（部活動単位、学級・学年・学校単位の活動に限る） 3. 地域において、部活動単位、学級・学年・学校単位で地域行事や活動に参加する場合 *単位PTA会長が事前に承認したもので、PTAにより案内がされ、かつ本財団が認める範囲のもの（子ども会・自治会をはじめとする地域各種団体の主催行事、総合型地域スポーツは除外する） 4. 単位PTA等における役職をもって、単位PTAを代表して地域行事や活動に出席する場合 5. 単位PTA会長の委嘱を受け、単位PTAを代表して地域行事や活動に参加する場合 6. 熊本県下の各種PTA団体（熊本県PTA連合会、都市・町村等のPTA連合会等、高等学校PTA団体、私立中学高等学校保護者会等）の会長が招集又は委嘱した活動への参加 7. 熊本県下の各種PTA団体における役職をもって、各PTA団体を代表して地域行事や活動に出席する場合 8. 熊本県下の各種PTA団体の会長の委嘱を受け、各PTA団体を代表して地域行事や活動に参加する場合 9. 単位PTA会長あるいは熊本県下の各種PTA団体の会長の委嘱を受け、加入をしている全国PTA団体、九州PTA団体等の活動に参加する場合	1. 単位PTA主催・共催の活動への参加（単位PTA会長名の企画書や実施要項・日程表・案内・指導運営一覧・PTA年間計画が準備されているもの） ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合、ならびにそれらの運営に関連する業務 ② 学習活動、スポーツレクリエーション活動、校外指導等 2. 学校教育活動外で、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、単位PTA会長が事前に承認したもの（部活動単位、学級・学年・学校単位の活動に限る） 3. 地域において、部活動単位、学級・学年・学校単位で地域行事や活動に参加する場合 *単位PTA会長が事前に承認したもので、PTAにより案内がされ、かつ本財団が認める範囲のもの（子ども会・自治会をはじめとする地域各種団体の主催行事、総合型地域スポーツは除外する） 4. 単位PTA等における役職をもって、単位PTAを代表して地域行事や活動に出席する場合 5. 単位PTA会長の委嘱を受け、単位PTAを代表して地域行事や活動に参加する場合 6. 熊本県下の各種PTA団体（熊本県PTA連合会、都市・町村等のPTA連合会等、高等学校PTA団体、私立中学高等学校振興協議会等）の会長が招集又は委嘱した活動への参加 7. 熊本県下の各種PTA団体における役職をもって、各PTA団体を代表して地域行事や活動に出席する場合 8. 熊本県下の各種PTA団体の会長の委嘱を受け、各PTA団体を代表して地域行事や活動に参加する場合 9. 単位PTA会長あるいは熊本県下の各種PTA団体の会長の委嘱を受け、加入をしている全国PTA団体、九州PTA団体等の活動に参加する場合